

○国立市保育審議会条例

昭和62年4月1日条例第9号

改正

昭和62年12月25日条例第27号

平成20年9月24日条例第23号

平成21年6月29日条例第27号

平成24年12月26日条例第28号

令和4年3月29日条例第4号

令和6年3月27日条例第8号

国立市保育審議会条例

(設置)

第1条 国立市における保育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、国立市保育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、保育に関する事項について調査・審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 児童福祉の関係者 1人
- (3) 保育園、幼稚園又は認定こども園の保護者 3人以内
- (4) 保育園、幼稚園又は認定こども園の施設長 3人以内
- (5) 公募により選出された市民 1人

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から最終答申を市長に提出した日までとする。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、子ども家庭部保育幼児教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和62年12月25日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年12月1日から適用する。

付 則 (平成20年9月24日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

付 則 (平成21年6月29日条例第27号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)

の一部を次のように改正する。

第2条第37号中「保育料協議会委員」を「保育審議会委員」に改める。

「

別表第2職名の欄中

保育料協議会委員

を

」

「

保育審議会委員

に改める。

」

付 則 (平成24年12月26日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年3月29日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。